

議員

市会は、選挙権をもつ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。

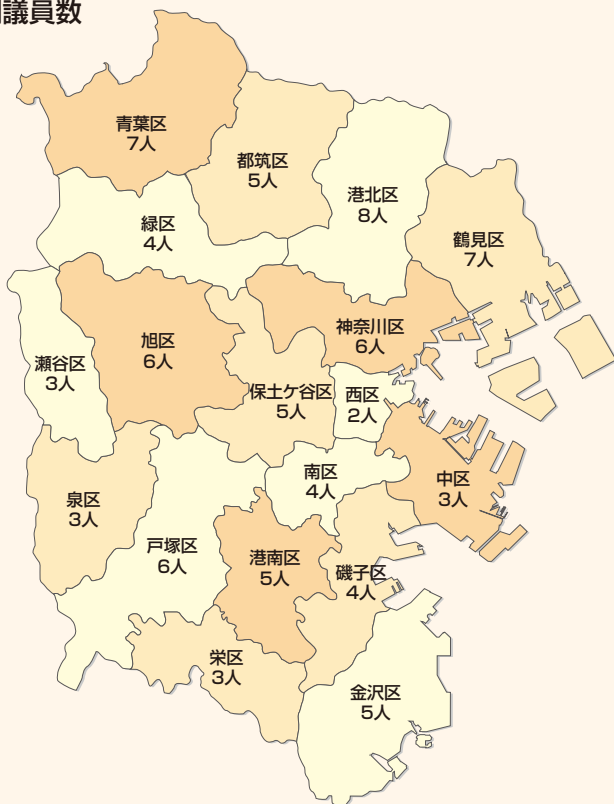
満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、市会議員を選挙する権利（選挙権）があり、またその選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する権利（被選挙権）があります。

市会の議員定数は、条例により86人と定められています。市会議員は18の行政区ごとに選挙されていますが、各区において選挙される議員の数は、その人口に比例して決められています。

市会議員の任期は4年と定められています。ただし補欠選挙で選出された場合は、前任者の残任期間が任期となります。

現議員の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までです。

選挙区別議員数



議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会のさまざまな事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。

また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

令和5年6月27日の本会議において、第53代議長に瀬之間康浩議員が、第61代副議長に福島直子議員がそれぞれ選任されました。



第53代議長
せのま やすひろ
瀬之間 康浩



第61代副議長
ふくしま なおこ
福島 直子

会派

市会では、同じ主義・主張を持った議員が集まって会派を結成し、活動しています。

現在、市会では、会派の結成には2人以上の所属議員が必要となっています。

また、各委員会の委員長などの割り当てや、本会議での発言時間などは各会派の所属議員数に比例して決められています。

年齢別議員数

(令和5年5月17日現在)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	最年少	最年長	平均年齢
1人	7人	25人	29人	17人	6人	1人	86人	26歳	82歳	54歳

当選回数別議員数

()は女性で内数(令和5年5月17日現在)

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	計
人数	14(7)人	13(5)人	9(4)人	18(2)人	10(2)人	10(1)人	1人	6(1)人	2人	0人	1人	2人	86(22)人

会派別議員一覧

<かっこ内は選出区>

自由民主党(35人)

団 長…渋谷 健(南)	梶村 充(泉)	清水 富雄(西)	伏見 幸枝(戸塚)
副団長…東 みちよ(鶴見)	嶋志田啓介(緑)	白井 亮次(都筑)	増永 純女(旭)
副団長…藤代 哲夫(神奈川)	川口 広(瀬谷)	鈴木 太郎(戸塚)	松本 研(中)
副団長…横山勇太郎(泉)	黒川 勝(金沢)	瀬之間康浩(港南)	山下 正人(青葉)
青木 亮祐(保土ヶ谷)	小松 範昭(神奈川)	関 勝則(磯子)	山田 一誠(鶴見)
伊波俊之助(中)	佐藤 茂(旭)	田野井一雄(港南)	遊佐 大輔(南)
磯部 圭太(保土ヶ谷)	佐藤 祐文(港北)	高橋のりみ(金沢)	横山 正人(青葉)
おさべさやか(青葉)	斉藤 達也(緑)	長谷川琢磨(都筑)	渡邊 忠則(鶴見)
大桑 正貴(栄)	酒井 誠(港北)	福地 茂(港北)	

公明党(15人)

団 長…斉藤 伸一(保土ヶ谷)	市来栄美子(都筑)	高橋 正治(緑)	中島 光徳(戸塚)
副団長…行田 朝仁(青葉)	尾崎 太(鶴見)	竹内 康洋(神奈川)	仁田 昌寿(南)
副団長…望月 康弘(港北)	木内 秀一(旭)	武田 勝久(磯子)	福島 直子(中)
安西 英俊(港南)	久保 和弘(瀬谷)	竹野内 猛(金沢)	

立憲民主党(15人)

団 長…麓 理恵(泉)	大山しょうじ(港北)	中山 大輔(神奈川)	森ひろたか(保土ヶ谷)
副団長…大岩真善和(旭)	かざまあさみ(港北)	長谷川えつこ(栄)	谷田部孝一(金沢)
副団長…荻原 隆宏(西)	田中 ゆき(青葉)	花上喜代志(瀬谷)	山浦 英太(戸塚)
越久田記子(緑)	高田 修平(南)	藤崎浩太郎(青葉)	

日本維新の会(8人)

団 長…くしだ久子(旭)	いそべ尚哉(都筑)	田中 紳一(神奈川)	
副団長…伊藤くみこ(青葉)	柏原すぐる(鶴見)	山田桂一郎(港南)	
副団長…坂井 太(金沢)	関 嵩史(保土ヶ谷)		

日本共産党(5人)

団 長…古谷 靖彦(鶴見)	宇佐美さやか(神奈川)	みわ智恵美(港南)	
副団長…白井 正子(港北)	大和田あきお(戸塚)		

民主フォーラム(4人)

団 長…こがゆ康弘(旭)	深作 祐衣(都筑)	自由民主党…自由民主党横浜市議員団
副団長…坂本 勝司(戸塚)	二井くみよ(磯子)	公明党…公明党横浜市議員団

無所属(4人)

(太田正孝)…太田 正孝(磯子)	(無所属)…輿石かつ子(栄)	立憲民主党…立憲民主党横浜市議員団
(井上くら)…井上くら(鶴見)	(大野トイ)…大野トイ(港北)	日本共産党…日本共産党横浜市議員団
		民主フォーラム…民主フォーラム横浜市議員団

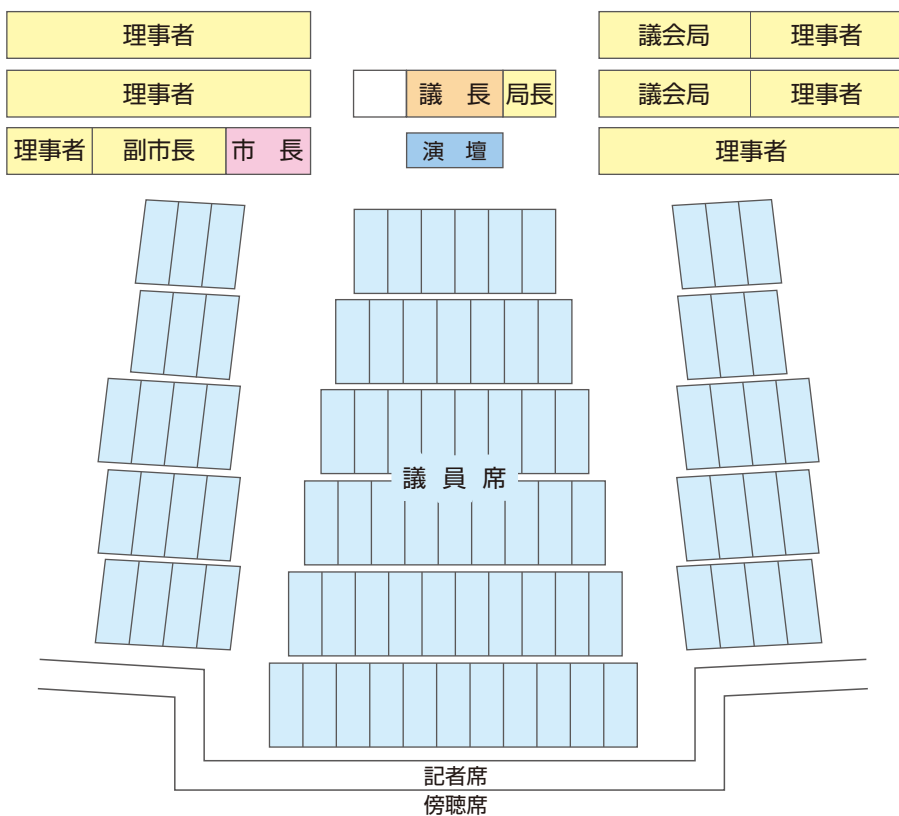
議事堂

議会活動の中心の場が議事堂です。二元代表制を表現するため、本会議場等を行政部分から分けて配置し、船をイメージした特徴的な外観としています。議事堂の中には、6・7・8階吹き抜けの本会議場のほか、会議室、委員会室、正副議長室、各会派の議員室、議会局執務室があります。また、市民の方にも利用していただける市会図書室や市会PRコーナーなどもあります。

本会議場には、正面の議長席を中心として、扇形に議席が配置され、議員ごとに席が指定されています。また、傍聴席・記者席のほか親子傍聴室が用意されています。



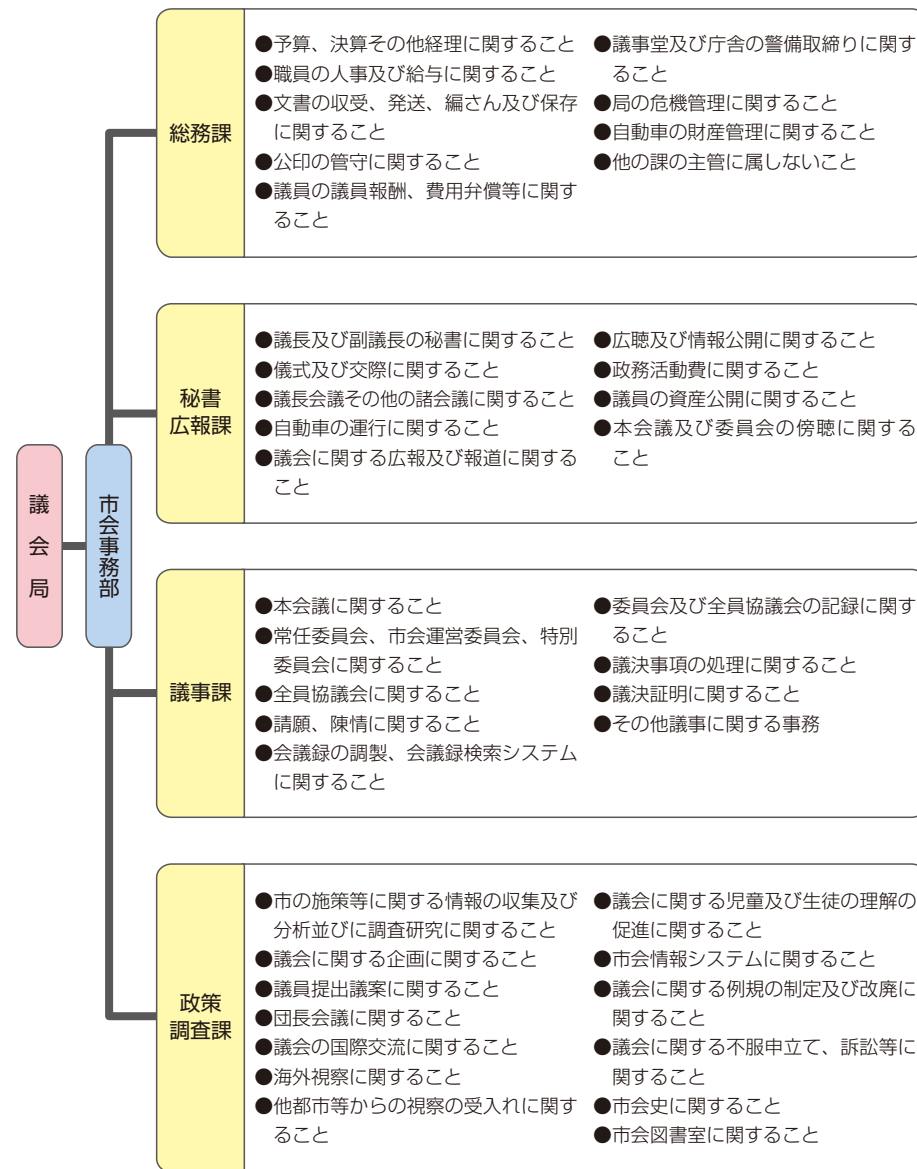
議場配置図



議会局

市会には事務局として議会局が置かれ、局長と書記が議会活動の補助をしています。

議会局の機構と主な事務



横浜市議会基本条例の制定

「議会基本条例」とは、議会と議員の役割・活動原則、市民と議会、議会と市長との関係など、議会に関する基本的なルールを定める条例です。

近年、「地域のことは地域が決める」という地方分権社会への転換が進められ、日本最大の人口を有する市である本市においても、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化するなか、横浜시가市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが一層求められています。

そこで、横浜市会は市会及び市会議員が果たすべき役割を明確にし、議会に関する基本的な事項を定め、これを市民と共有することにより、より豊かで潤いのある市民生活の実現を図ることを目的に、2年間にわたる横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会での調査・検討、市会運営委員会における協議・市民意見募集を経て、横浜市議会基本条例を制定しました(平成26年2月21日議決、4月1日施行)。

横浜市議会基本条例で規定する主な内容

- 議会・議員の役割・活動原則
- 議会運営の原則
- 市民と議会との関係
- 議会と市長との関係
- 議会の災害対応
- 議会の体制整備
- 政治倫理等
- 他の条例等との関係、見直し等

横浜市議会基本条例の主な特徴

- 議会の議決すべき事柄(議決事件)を①基本構想、②基本計画、③各分野における基本的な計画等(市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める、期間が3年以上で特に重要な計画等)にまで拡大
- 区行政との関わりとして、個性ある区づくりの推進に係る予算や区の主要事業について、区において選出された議員でつくる区づくり推進横浜市会議員会議で協議することを規定